

○葉山町緑の基本計画の改定案に対するパブリックコメントの実施結果について

NO	頂いたご意見	町の対応・考え方
1	<p>・南郷上ノ山公園は、町民の多くにとってアクセスが悪く気軽に利用できる立地ではないため、そこについて過剰に投資するのではなく、もっと市街の空き地やその近辺の緑地やハイキングコースなど関する施策を重視していただきたい。</p> <p>・山・公園(緑)と海・川を総合一体的に保全・利活用する枠組みとして本件も進めていただきたい。学校や町民の関心を高めるような通達方法や具体的な活動・体験機会を増やしてほしい。</p> <p>小さな失敗は構わないので、町民が日本や世界に誇れるように様々な意欲的に活動を進めていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
2	<p>本計画案における二子山山系の主たる地権者の意向の反映状況について、その十分性を明らかにしていただきたく意見します。理由は以下のとおりです。</p> <p>2026年2月22日に開催された葉山町づくり協会主催イベント「パートナーシップミーティング in 葉山『葉山の山を考える』」の冒頭において、協会事務局から森戸川上流域の大規模地権者(林業従事者)の意見が読み上げられました。その内容は、「林道ゲートより奥については、林業のための涵養機能に特化する観点から、部外者の立ち入りを禁止したい」という趣旨であったと認識しています。</p> <p>一方で、環境課所管の本基本計画案における森戸川上流域の記述(P31からP36)を確認した限りでは、当該大規模地権者の土地利用方針が十分に反映されているとは読み取りにくい状況にあります。</p> <p>森林法においては、森林の管理責任は土地所有者に帰属します。また、市町村は森林経営管理制度の運用の中で、林地台帳に基づき所有者に対する意向調査を行うこととされています。葉山町における林地台帳の所管は産業振興課であると承知しています。</p> <p>一般に、多くの自治体において林地台帳の更新が十分でないとの指摘もありますが、葉山町における林地台帳の更新状況および地権者意向の把握状況について、本計画策定過程でどの程度反映されているのかをご教示いただきたいと思います。</p> <p>本来、緑の基本計画の策定に当たっては、大規模地権者の土地利用方針が一定程度反映されることが望ましいと考えますが、P31からP36を見る限り、その連動が明確ではないように感じられます。その要因が、産業振興課と環境課との情報連携の課題によるものか、あるいは林地台帳に基づく意向調査の実施状況によるものかは判然としませんが、最新の林地台帳に基づく地権者意向を踏まえて、葉山の森林の具体的な利活用方針を検討していくことが重要ではないでしょうか。</p> <p>例えば、私が参加した二子山協議会の会議では、「二子山山系のハイキングコース上の倒木を除去したいが、所有者不明のため対応に苦慮している」という課題が共有されていました。林地台帳を可能な限り最新化し(一定数の所有者不明土地が含まれている可能性も踏まえ)、判明した地権者の意向調査を前提として、山域のどこにどのような利活用余地があるのかについて、地権者・行政・住民が協働して議論を重ねていくことが、将来世代につながる取組になるのではないかと考えます。</p> <p>もっとも、林地台帳の更新、所有者不明土地対策、境界確定等は相当の事務負担を伴うことも想定されます。そのため、葉山町単独にとどまらず、逗子市・横須賀市等との広域的な協働体制(タスクチーム等)を検討し、県および関係省庁(国土交通省、法務省、財務省、総務省等)の支援も視野に入れながら、二子山山系の林地台帳の精度向上に取り組む余地があるのではないかと考えます。</p> <p>なお、財務省・総務省に言及したのは、所有者不明土地の把握に当たり、固定資産税の課税・納付情報が有効な手掛かりとなり得るためです。ただし、個人情報保護の観点から、林地台帳所管部門や環境部門が当該情報に直接アクセスできない可能性もあることから、この点の制度的整理も今後の検討課題と考えます。</p> <p>以上を踏まえ、林地台帳の更新状況および地権者意向の反映状況を明らかにするとともに、今後の森林利活用方針の具体化に向けた検討の深化を期待します。</p>	<p>林地台帳につきましては、届出に基づき順次更新させていただきます。ただし、届出に基づく更新となることから必ずしも最新の情報に更新されているものではないため、正確な情報を確認されたい場合には法務局において登記情報を確認していただく必要があります。また、林地台帳は個人情報(所有者氏名等)を除く情報のみ閲覧可能としており、個人情報を含む情報は隣接する森林の所有者などで無ければ確認することはできません。</p> <p>森林経営管理法に基づく経営管理集積計画ですが、本町においては現時点で策定する予定は無いため、森林所有者に対する意向調査は実施していません。また、森林経営管理法に基づき市町村に設定可能な経営管理権は、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等の実施に限られます。その他の活用については地権者の判断で行うものとなります。</p>
3	<p>■2015年12月に葉山町上山口地区が環境省の定めた「生物多様性保全上重要な里地里山」全国500箇所の一つに選定されています。この基本計画のどこにも触れられていないように思えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P37 里地・里山エリアの概況として追加しました。</p>
4	<p>■はっきりとした年月は分かりませんが、大和ハウス工業株式会社から100万坪の社有地を葉山町は無償貸与されたはずですが、100万坪の土地が葉山町である程度自由に使えるようになったわけですが、この基本計画に反映できることはないのでしょうか。</p> <p>無償貸与を受ける以前に大和ハウス工業の所有地で取り組みを始めた木古庭入の児童遊園の奥の「ヒミツ基地」(商工会青年部)と木古庭大谷戸橋を渡った対岸の小さな棚田で葉山町が外部に委託して有料で実施している「葉山里山スクール」は、活動実績があるはずですが、記述は見当たりません。せっかくの町が主導して得た実績です。写真ぐらい掲載しても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>P26 (16)里山の再生・保全の推進、P38 里地・里山エリア緑に施策の方針 からお読み取りください。</p> <p>ご意見を踏まえ、P26 (16)里山の再生・保全の推進に写真を追加いたします。</p>

5	<p>■「葉山の魅力を高める実行委員会」地方創生事業の一環で「葉山の魅力を高める実行委員会」が確か2017年から3年間設置され、(私もオブザーバーとして途中から実行委員会に参加していました。)この委員会の活動として3つのプロジェクトに取り組みました。このような委員会で取り組まれてきた実績も載せて良いのではないのでしょうか。前述の「ヒミツ基地」と「葉山里山スクール」ともう一つ上山口唐木作で田んぼを復活させるプロジェクトでした。唐木作のプロジェクトは、近隣住民から猛反発を受け住民説明会を2回開催したものの住民の理解は得られず整備作業途中で断念したかと思います。このような計画の実現には地域住民の理解が不可欠であることを身をもって経験されたのですから教訓として何らかの形で計画に反映させるべきではないかと思います。</p>	<p>P26 (16)里山の再生・保全の推進、P38 里地・里山エリア緑に施策の方針 から読み取りください。</p>
6	<p>■現在の「緑の基本計画」制定前の2011年のことですが、当時の西武鉄道と葉山町、神奈川県と二子山山系自然保護協議会が「葉山森づくり県民事業協定」を締結しています。その後西武グループは仙元山ハイキングコースに隣接するソッカ山頂付近の間伐等を行い二子山山系自然保護協議会ソッカ山頂プロジェクトが下草刈りや丸太ベンチの設置等を行い伊豆大島から富士山までの大展望を得られる絶景ポイントとして知られるようになりました。土地所有者と市民団体と行政が協働事業として継続してきた事業をどのように評価しているのでしょうか。基本計画書のどこを探しても「ソッカ」の文字は見当たりません。(所管部署は環境課ですが、ご担当者がソッカに見学に来たというのもしないことがありません。)</p>	<p>P40,41 から読み取りください。 ご意見を踏まえ、地権者、市民団体と協働で行う旨の記載を追加いたします。</p>
7	<p>■2016年に書かれたものは「改訂 葉山町緑の基本計画」となっていて、今回は「改定 葉山町緑の基本計画」となっています。「改訂」と「改定」、使い分けられた理由があるのでしょうか。前回10年間の基本計画を立案、実行されてきたわけですが、この10年間の結果の検証はどの様になされて、今回立案される基本計画に反映されているのでしょうか。</p>	<p>言葉の意味や用途を再考し、「改定」とすることが適当であると判断いたしました。 改定にあたり、計画所管課と関係各課調整の上、前回計画の実行状況を踏まえ改定案を作成しております。</p>
8	<p>■全体的に、前回の基本計画に使用した写真と同じものを使っているように思えます。植物の写真などは、同じでも構わないと思いますが、風景についてはどうでしょうか。10年間で景色が変わっていないのでしょうか。樹木は10年間でかなり成長するはずですが、撮り直しをされた方がよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部、写真の差し替えを行います。</p>
9	<p>■2ページの「4.計画の期間」の表ですが、前回は年度欄に、西暦も併記されていて分かりやすかったのですが、今回は和暦だけとなっています。前回と同じようにされてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
10	<p>■7ページの植物の写真に関して疑問があります。 ①「〇ヤブコウスダジイ群集(森戸川)」ですが、「ヤブコウ」ではなくて「ヤブコウジ」ではないのでしょうか。 ②「海蝕崖のボタンボウフウ群(長者ヶ崎)」ですが、「ボタンボウフウ群落」ではないのでしょうか。 専門的なことは分かりませんが、植生に関して「群集」や「群落」といった専門用語を使っているのは理由があるからだと思いますが、説明が必要ではないのでしょうか。 ③「カントウアオイ」と「記述がある箇所。この写真は、「カンアオイ」ではないのでしょうか。「カントウアオイ」という種名はないかと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正いたします。 ご意見を踏まえ、「群集、群団、群落」について用語の解説を追加いたします。</p>
11	<p>■31ページの次に示されている「緑地計画図」の中の複数箇所に「緑の散歩道」が表示されていますが、「緑の散歩道」とはどのようなものなのでしょうか。具体的な説明が見当たりません。 この「緑の散歩道」は、二子山山系自然保護協議会が発行している「二子山山系主要分岐図」を見ると黒点線となっている「その他」の山道が多く含まれています。二子山山系自然保護協議会では、「その他」の山道は脇道・踏み跡程度の山道で、季節によってはヤブでさえぎられて道が判別できないようなものを指しています。そのような山道に計画上とはいえ「緑の散歩道」と名前をつけて表示することで誤解を生じないのでしょうか。 地図上に線で囲って「都市公園」などと表示しても、そこを目指して人が集まって遊びに来るような恐れはないかもしれませんが、「緑の散歩道」と名付けた山道は、すでに整備がなされたハイキングコースに準じるような道と誤解されることはないのでしょうか。 ほとんど全て民有地を通る山道かと思いますが、当然ことながら土地所有者に事前に了解を得ていないかと思いますが、まだ計画段階の案だから構わないとは言えないかと思いますが。</p>	<p>P31(5)から読み取りください。 ご意見を踏まえ、緑の散歩道の定義について、一部修正いたします。</p>
12	<p>■34ページに今回初めて「ナラ枯れ」が出てきますが、「用語の解説」には新しい用語として追加されていません。追加する必要はないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、用語解説に追加いたします。</p>
13	<p>■35ページの「山地エリア 緑の施策の方針」のく「防災」の箇所に、「●ナラ枯れによる危険木に対して、迅速な対応を図ります。」が1行追加されていますが、「山地エリア」ではなく、仙元山ハイキングコースなどがある「斜面地エリア」の方に必要な方針ではないのでしょうか。何に対する危険木を想定しているのでしょうか。通行人や住宅等財産等に対する危険を指しているかと思うのですが、「山地」の中には住宅等はほぼありませんし、ハイキングコースでもない民有地の中の山道を(勝手に)通行する入者が遭遇するかもしれない危険に優先的に取り組む必要はないと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「山地エリア」から記載を削除し、「斜面地エリア」「市街地エリア」に記載いたします。</p>

14	<p>■49ページの次からの「第6章推進体制・進行管理」ですが、この章はたった2ページ、誰でも知っている「PDCAサイクル」手法のフロー図に1ページを割いているので、実質1ページ。(前回も短かったですが。)</p> <p>現在の基本計画の「第6章今後10年で主に取組む事項」を新基本計画用に書き直したということでしょうか。</p> <p>唐突に「PDCAサイクル」手法を持ち出したことに、違和感があります。このような長期の計画にふさわしい手法なのでしょうか。具体的に誰がどのような期間で「PDCAサイクル」を回して誰が検証するのかと言ったことには一切言及されていません。</p> <p>前回のような書き方の方が無難なのではないでしょうか。</p>	<p>前回計画の「第6章今後10年で主に取組む事項」は、改定案における第4章の各施策において述べています。</p> <p>毎年度の予算編成時等に、本計画に基づき振り返りを行い、翌年度の施策を計画、実行していくことを「PDCAサイクル」を用いて記載させていただいております。</p>
15	<p>■2月22日に、神奈川県と葉山まちづくり協会が主催し葉山町も後援した「葉山の山を考える」というイベントが開催されました。このイベントには、土地所有者にも重要な利害関係当事者として参加していただくよう葉山まちづくり協会から何名かの大規模土地所有者の皆さんに声をかけていただきました。その中で1名の土地所有者の方からお手紙を頂戴しました。この方はまだ林業を諦めていないということを明確に述べられました。一方で、レクリエーション等林業以外を目的とする入山者が増え、林業よりもレクリエーションを優先させるような状況にならないか心配されており、特に昨今の山火事発生などほとんどが人為的な原因によるものでありレクリエーション等のために入山することは遠慮して欲しいことを強く述べられました。</p> <p>お手紙の最後は「レクリエーションを前提とした山林の活用などは、林業と必ずしも相容れないところがあり、その様な取り組みは、保健保安林などそれを所有者として受け入れている山林で活用すべきであり、私共の所有地に係るところではやめて欲しいと強く要望致します。」と結ばれています。(この方の所有地は、逗子市内にあるかと思えますので、葉山町の策定する「緑の基本計画」に直接影響することはないかと思えますが。)</p> <p>あくまでも計画だから土地所有者の意向までは考慮する必要はないとの考えもあるかもしれませんが、このような土地所有者の意向以外にも、相続等で土地が細分割されていることや近隣住民の理解など、計画を実施するために解決すべき課題は年々増えているかと思えます。計画の実施にあたって考慮すべき事項を十分なスペースを使って述べておく必要があるかと思えます。</p>	<p>土地所有者の意向の考慮については、No.2の回答からお読み取りください。</p> <p>課題に関しては、他にも様々なものが存在しますが、総合的な計画として代表的なものを第2章で述べています。</p>
16	<p>■2016年3月に書かれた「改訂葉山町緑の基本計画」では、15ページと16ページに「4. 計画フレーム」という項目があり、いくつかの事項について2025年の予測・目標数値が示されていますが、今回の基本計画では同様の項目の記述がありません。</p> <p>今回省いた理由は何かあるのでしょうか。</p>	<p>計画フレームにおける、人口の見通し、市街化区域規模等については、葉山町総合計画、葉山町都市計画マスタープランにおいて述べられています。</p> <p>緑地確保目標については、緑の状況について、正確な数値として目標設定、結果検証することが極めて難しいことから、項目を削除することとしました。</p>
17	<p>(11) 民有地における緑の管理促進支援(24頁)の記載内容について提案です。</p> <p>現在、所属する団体(葉山の森保全センター)は町の委託事業(防災対策森林調査業務委託)を請け、行っています。この事業は、民有地(住宅地背後斜面)の危険木を調査し、土地所有者や住民に倒木の可能性がある樹木に関する有用な情報を提供することを目的の一つとしています。所管は防災安全課です。</p> <p>緑の基本計画24頁(11)の記載には同じ防災安全課所管の危険木伐採の助成金に関する記載があります。上記委託事業は同じ所管の危険木に関する取り組みであり、(11)に追記することで、町の一貫した取り組み姿勢が示せると考えます。緑の基本計画期間は15年間であり、委託事業は計画期間全てに渡る事業ではないですが、当該事業も助成金制度と合わせた民有地の緑の管理促進支援のための同じ町の今後の重要施策であるので、当該項に記載することを提案します。例えば、同項本文に「町の事業で住宅地に隣接した斜面の危険木調査を行い、適正管理に必要な情報を周辺住民や地権者に提供します」を入れることを提案します。また、●取組みにも、「防災対策森林調査事業による斜面地の危険木の調査」の一文を入れることを提案します。以上</p>	<p>計画において具体的な委託事業の内容は明記しませんが、ご意見を踏まえ、必要に応じて調査を行うこと、土地所有者に情報提供を行う旨の記載を追加いたします。</p>